

○古河市中央運動公園管理規則

平成21年3月31日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市都市公園条例（平成17年条例第126号。以下「条例」という。）の規定に基づき、古河市都市公園管理規則（平成17年規則第151号）に定めるもののほか、中央運動公園の有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の様式等)

第2条 条例第8条第2項及び第3項に規定する申請書の種類及び様式は、次の表に掲げるとおりとする。

規定条文	申請書の種類	様式
条例第8条第2項	中央運動公園行為許可申請書	様式第1号
条例第8条第3項	中央運動公園行為許可変更申請書	様式第2号

2 条例第30条の規定により有料公園施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、前項に規定する申請書の提出を受け、これを許可するときは、許可を受ける者に対し中央運動公園行為許可書（様式第3号）を交付する。

(添付書類)

第3条 前条第1項に規定する申請書には、次に掲げる書類のうち必要な書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住所を証する書面
- (2) 申請に係る行為を行うときに行政機関の免許、許可、認可等を必要とする場合は、これらの処分にあったことを証する書面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるもの

(行為申請の記載事項)

第4条 条例第8条第2項に規定する規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる行為の区分によりそれぞれの右欄に掲げる事項とする。

1 物品の販売その他これに類する	販売品目、販売価格及び販売時間
------------------	-----------------

行為をする場合	
2 募金をする場合	募金に従事する人員
3 業として写真を撮影する場合	営業時間、料金及び撮影機の台数
4 業として映画の撮影を行う場合	営業時間、撮影のための人員、撮影のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
5 興行を行う場合	興行時間、開催回数、収容予定人員、料金及び興行のために使用する物品並びに現場責任者の住所及び氏名
6 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名

(有料公園施設の利用手続)

第5条 条例第34条の規定による読替え後の条例第15条第1項の規定により有料公園施設（温水プールを除く。以下同じ。）を利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、利用開始日の属する月の2月前の月の初日から原則として利用開始日までに中央運動公園有料公園施設利用許可申請書（様式第4号）により指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、古河市公共施設予約システム運用管理規則（平成21年規則第2号）に規定する古河市公共施設予約システムによりインターネットを經由して予約を行った申請者は、当該予約をもって申請書を提出して申請したものとみなす。

3 指定管理者は、有料公園施設の利用を許可した場合において、利用料金の納付を受けたときは、中央運動公園有料公園施設利用許可書（様式第5号）及び領収書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

4 有料公園施設の利用の許可は、原則として申請の順序により行う。

- 5 前各項の規定にかかわらず、有料公園施設を個人が利用しようとするときは、別に定める受付簿に必要事項を記入することにより利用申請及び利用許可に係る手続があったものとみなす。
- 6 陸上競技場又は総合体育館のトレーニング室を定期利用する場合における許可の際は、定期利用券（様式第7号）を合わせて交付し、利用する際、その都度これを提示することにより当該施設を利用できるものとする。
- 7 温水プールを占有して利用しようとする者又は温水プールの会議室若しくは多目的室を利用しようとする者は、温水プール利用許可申請書（様式第8号）により指定管理者に申請しなければならない。
- 8 指定管理者は、前項の規定による申請を受け、これを許可するときは、許可を受ける者に対し、温水プール利用許可書（様式第9号）を交付する。
- 9 指定管理者は、収容定員その他運営上必要があると認めるときは、利用を制限することができる。
- 10 第7項及び第8項の規定にかかわらず、温水プールを個人で利用しようとするときは、プール利用券（様式第10号）を購入することにより第7項及び第8項の手続があったものとみなす。

（利用時間の超過）

第6条 指定管理者は、有料公園施設の利用時間を超過して利用しようとする者に対しては、原則として条例別表第3に規定する利用時間内において、管理運営上支障がない場合のみ許可するものとする。

（利用時間の超過の場合の利用料金）

第7条 前条の規定により利用時間を超過して利用する場合の利用料金の額は、超過1時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）について当該区分の額の1時間相当額とする。この場合において、当該1時間相当額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（部分利用の利用料金）

第8条 総合体育館主競技場（この項において「競技場」という。）を部分的に占有して利用する場合の利用料金の額は、競技場を利用する面積の割合に応じ利用料金を減額するものとする。

2 前項の場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、照明料については、50円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(陸上競技場の共同利用)

第9条 陸上競技場の共同利用は、10人を超えて利用する場合に適用する。

(利用料金の減免手続)

第10条 条例第33条第5項の規定により、有料公園施設を利用する場合において利用料金の減額又は免除を受けようとする者（以下この項において「利用料金減免申請者」という。）は、中央運動公園利用料金減免申請書（様式第11号）により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、利用料金減免申請者は、減免事由を証する書面を添付し、又は提示しなければならない。

2 条例第33条第5項の規定により、温水プールを利用する場合において利用料金の減額又は免除を受けようとする者（以下この項において「利用料金減免申請者」という。）は、温水プール利用料金減免申請書（様式第12号）により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、利用料金減免申請者は、減免事由を証する書面を添付し、又は提示しなければならない。

(利用料金の減免の基準)

第11条 条例第33条第5項の規定により規則で定める基準は、減免の事由が次の各号のいずれかに該当するときとし、当該各号に定める額を減額し、又は免除するものとする。

(1) 本市、坂東市、常総市、下妻市、猿島郡五霞町、猿島郡境町又は結城郡八千代町が利用をするとき 全額

(2) 市内（前号に掲げる市又は町の区域内をいう。以下この条において同じ。）に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障がい者（以下この号において「身体障がい者」という。）及びその付添人、市内に居住する知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障がい者（同号において「知的障がい者」とい

う。)及びその付添人又は市内に居住する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障がい者(同号において「精神障がい者」という。)及びその付添人が利用するとき。この場合において、付添人は介助が必要なときに限るものとし、その数は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者1人につき1人までとする。 全額

(3) 市内に居住する70歳以上の者が運転免許証、旅券その他官公署の発行した氏名、住所及び生年月日が記載されている証明書等で有効期限内のものを提示してトレーニング室を利用するとき 全額

(4) 市内の保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この号において同じ。)、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。同号において同じ。)、幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)、幼稚園型認定こども園(幼稚園であって、同法第3条第2項第1号の施設として認定を受けているものをいう。)、保育所型認定こども園(保育所であって、同項第2号の施設として認定を受けているものをいう。)又は地域型保育事業を行う施設若しくは事業所(児童福祉法第6条の3第9項から第12項までの事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条第1項の規定による市長の確認を受けたものをいう。)が教育及び保育の活動で利用するとき 半額

(5) 市内の社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体が利用するとき 半額

(6) 官公署又は市内に住所を有する公共的団体が利用するとき 半額

(7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき 必要と認める額

(ICカードの貸与等の制限等)

第11条の2 条例第33条第9項に規定するICカード（以下「ICカード」という。）の交付を受けた者（以下「ICカード使用者」という。）は、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 ICカードは、現金と併せて使用することはできない。

（ICカードの使用の停止等）

第11条の3 市長は、ICカード使用者が偽りその他不正な手段によりICカードの交付を受け、ICカードを不正に使用し、又はその他の管理上支障がある行為をしたと認めるときは、当該ICカードの使用を停止し、若しくは制限し、又は当該ICカードの返還を求めることができる。

（ICカードの再発行）

第11条の4 ICカードは再発行しない。ただし、ICカード使用者の責めに帰することのできない理由により破損、汚損、記録情報の毀損等（次項において「破損等」という。）した場合であって、ICカードの利用可能金額（条例第33条第9項に規定する利用可能金額をいう。以下同じ。）が判別できるときに限り、その額と同額の利用可能金額が記録されたICカードを再発行することができる。

2 再発行においては、ICカード使用者は、当該破損等したICカードを返還しなければならない。

（ICカードの交付に係る実費負担）

第11条の5 条例第33条第10項後段の規則で定める実費の額は、300円とする。ただし、前条第1項ただし書の規定によりICカードを再発行した場合は、当該実費は徴収しない。

2 納付された実費は返還しない。ただし、市長が返還することが適当であると認める場合は、この限りでない。

（利用料金の返還手続）

第12条 条例第33条の2第2項の規定に基づき、有料公園施設を利用する場合に係る利用料金の返還を受けようとする者は、中央運動公園利用料金返還申請書（様式第13号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 条例第33条の2第2項の規定に基づき、温水プールを利用する場合に係る利用料金の返還を受けようとする者は、温水プール利用料金返還申請書（様式第14号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 利用料金の還付の事由及び還付割合は、次のとおりとする。

(1) 許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができなくなったとき 全額

(2) 許可を受けた者が利用開始日の3日前までに利用取消しの申出又は変更の申請をしたとき 全額

(3) その他指定管理者が相当の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合

(利用取消しの申出)

第13条 条例第33条の2第2項第2号に規定する有料公園施設を利用する場合に係る利用取消しの申出は、指定管理者に対して利用取消届出書（様式第15号）に許可書を添えて行うものとする。

2 条例第33条の2第2項第2号に規定する温水プールを利用する場合に係る利用の取消しの申出は、指定管理者に対して温水プール利用取消届出書（様式第16号）に許可書を添えて行うものとする。

(キャンセル料の徴収)

第14条 有料公園施設又は温水プールの許可を受けた者が利用開始日の3日前までにその取消しを届出し、又は変更を申請しなかったときは、条例第33条の3の規定により、キャンセル料として利用料金の全額に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、許可を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用することができないときは、キャンセル料は徴収しない。

(市長による管理)

第15条 条例第35条第1項の規定により市長が有料公園施設又は温水プールの管理を行い、及び使用料を収受する場合には、第2条第2項中「条例第30条の規定により有料公園施設の管理を行う指定管理者（以下「指

定管理者」という。) 」とあるのは「市長」と、第3条及び第5条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第7項から第9項まで及び第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条(見出しを含む。)並びに第8条の見出し及び同条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項及び第2項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項及び第2項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、廃止前の茨城西南地方広域市町村圏事務組合都市公園管理規則(昭和60年茨城西南地方広域市町村圏事務組合規則第1号)の規定に基づいてされた承認、決定その他の処分又は申請その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてされたものとみなす。

附 則(平成22年規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第6号)

この規則は、平成23年6月1日から施行し、この規則による改正後の古河市中央運動公園管理規則の規定は、同日以後に利用するものについて適用する。

附 則（平成25年規則第18号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第43号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の古河スポーツ交流センター管理運営規則及び古河市中央運動公園管理規則に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（平成30年規則第49号）

この規則は、平成30年10月1日から施行し、この規則による改正後の古河市中央運動公園管理規則の規定は、同日以後に利用するものについて適用する。

附 則（令和3年規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中古河スポーツ交流センター管理運営規則様式第1号及び様式第3号の改正規定、第4条中古河リバーサイド倶楽部施設管理規則様式第1号及び様式第3号の改正規定、第5条の規定並びに第7条中古河総合公園管理運営規則様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第6号から様式第8号までの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、第1条、第3条から第5条まで及び第7条の規定による改正前の各規則に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。
- 3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の古河市都市公園管理規則及び第6条の規定による改正前の古河市中央運動公園管理規則に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和5年規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条の規定、第6条中古河スポーツ交流センター管理運営規則様式第2号の改正規定、第8条中リバーフィールド古河施設管理規則様式第1号及び様式第2号の改正規定、第10条中古河リバーサイド倶楽部施設管理規則様式第2号の改正規定並びに第13条中古河市中央運動公園管理規則様式第5号、様式第6号及び様式第9号の改正規定 令和5年10月1日
 - (2) 第1条中古河市三和農村環境改善センターの設置及び管理等に関する条例施行規則第2条第1項の改正規定（「5日前まで」を「属する月の2月前の月の初日から利用開始日まで」に改める部分に限る。）、第8条中リバーフィールド古河施設管理規則第2条第1項の改正規定（「1月前から5日前まで」を「属する月の2月前の月の初日から利用開始日まで」に改める部分に限る。）、第9条中古河市運動公園条例施行規則第5条の改正規定（「7日前まで」を「属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日まで」に改める部分に限る。）、第11条の規定及び第13条中古河市中央運動公園管理規則第5条第1項の改正規定（「5日前」を「利用開始日」に改める部分に限る。） 令和6年2月1日

(3) 第2条、第5条、第7条、第12条及び第14条の規定 令和6年4月
1日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際、第3条、第6条、第8号、第10条及び第13条の規定による改正前の各規則に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和8年規則第11号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

中央運動公園行為許可申請書

年 月 日		
指定管理者	宛て	
	申請者 住所 氏名 電 話 〔法人にあっては、その名称〕 及び代表者の氏名	
行為の目的		
行為の種類		
行為の期間及び時間	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで	
行為の内容		
行為を行う公園施設		
行為のための占用面積	㎡	
第4条に規定する事項		
* <input type="checkbox"/> 食品衛生行商 <input type="checkbox"/> 道路利用許可 <input type="checkbox"/> 運転免許 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	* 腕章 No. 青 赤 黄 白 桃 水色 緑	* 腕章交付者 * 腕章受領者

様式第2号（第2条関係）

中央運動公園行為許可変更申請書

年 月 日	
指定管理者	宛て
	申請者 住所 氏名 電話 〔法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名〕
行為の目的	
行為の種類	
行為の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
行為を行う公園施設	
既に受けた許可年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
変更事項	
変更理由	

様式第3号（第2条関係）

中央運動公園行為許可書

第 年 月 日 号 住所 氏名 様 年 月 日付けで申請のあった中央運動公園内における については、次のとおり許可する。 指定管理者 印	
許可する行為の種類	
許可の期間及び時間	年 月 日午前・午後 時 分から 年 月 日午前・午後 時 分まで
許可する行為の内容	
許可する公園施設	
許可する面積	㎡
利用料金の額	
許可の条件	

様式第4号(第5条関係)

中央運動公園有料公園施設利用許可申請書

指定管理者 宛て

中央運動公園

次のとおり施設の利用について申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名(団体名)
電話
代表者 氏名
責任者 住所
氏名
電話

利用日	利用時間	利用施設名	利用料金
催事名		利用人数	入場料の有無
		人	
利用目的			
減免理由			
料金の内訳			
施設利用料金			円
加算減免額			円
施設利用料金合計			円
附帯設備利用料金合計			円
利用料金総合計			円

様式第5号(第5条関係)

中央運動公園有料公園施設利用許可書

中央運動公園

年 月 日

申請者 住所
氏名(団体名)
電話
代表者 氏名
責任者 住所
氏名
電話

利用日	利用時間	利用施設名	利用料金
催事名		利用人数	入場料の有無
		人	
利用目的			
減免理由			
料金の内訳			
施設利用料金			円
加算減免額			円
施設利用料金合計			円
附帯設備利用料金合計			円
利用料金総合計		(消費税 %対象	円 内税 円)

年 月 日

次のとおり施設の利用を許可します。

指定管理者
登録番号



様式第6号(第5条関係)

領収書

領収番号

年度

氏名 (団体名)	
施設	中央運動公園
内訳	
領収金額	円(消費税 %対象 円内税 円)
領収日	年 月 日
上記のとおり領収しました。 指定管理者 登録番号	領収印

様式第7号(第5条関係)

(その1)

(表面)

No. _____		
古河市中央運動公園陸上競技場 定期利用券		
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
	交 付 日	年 月 日
古河市中央運動公園陸上競技場 電話番号		

(裏面)

利用上の 注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 使用の際、本券を係員に提示すること。2 大会等のために使用する日、休日及び整理日は、利用できません。また、これら以外の日であっても、陸上競技場の管理上使用を制限することがあります。3 利用者は、係員の指示に従い、器具の取扱い、陸上競技場の整備、清掃等管理に協力してください。4 本券による利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することは禁止します。5 本券の有効期限は、交付日から1年間とします。
--------------	--

(その2)

(表面)

No. _____		
古河市中央運動公園総合体育館トレーニング室 定期利用券		
写 真	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
	交 付 日	年 月 日
古河市中央運動公園総合体育館 電話番号		

(裏面)

利用上の 注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 使用の際、本券を係員に提示すること。2 休館日は、利用できません。また、休館日以外の日であっても、総合体育館の管理上使用を制限することがあります。3 利用者は、係員の指示に従い、器具の取扱い、整備、清掃等管理に協力してください。4 本券による利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することは禁止します。5 本券の有効期限は、交付日から1年間とします。
--------------	---

様式第8号(第5条関係)

受付番号 第 号
年 月 日

温水プール利用許可申請書

指定管理者 宛て

申請者 住 所
団 体 名
氏 名
電話番号

利用目的			
利用日時	年 月 日()	午前 時 分から 午後	
		午前 時 分まで 午後	
利用責任者の住所及び氏名	住所 氏名		
利用人数	男 女 人 計 人	住所区分	<input type="checkbox"/> 市民扱い <input type="checkbox"/> 上記以外
利用する備品			
利用料金の額	区分	利用時間	利用料金
	<input type="checkbox"/> 温水プールの 占有での利用	午 時 分から 午 時 分まで	円
	<input type="checkbox"/> 会議室	午 時 分から 午 時 分まで	円
	<input type="checkbox"/> 多目的室	午 時 分から 午 時 分まで	円
		合計	円
備 考			

様式第9号(第5条関係)

許可番号 第 号
年 月 日

温水プール利用許可書
(許可書兼領収書)

申請者 住 所
団 体 名
氏 名 様
電話番号

利用目的			
利用日時	年 月 日()	午前 時 分から	午後 時 分まで
		午前 時 分まで	午後 時 分まで
利用責任者の住所及び氏名	住所 氏名		
利用人数	男 人 計 人	住所区分	<input type="checkbox"/> 市民扱い
	女 人		<input type="checkbox"/> 上記以外
利用する備品			
利用料金の額	区分	利用時間	利用料金
	<input type="checkbox"/> 温水プールの占有での利用	午 時 分から 午 時 分まで	円
	<input type="checkbox"/> 会議室	午 時 分から 午 時 分まで	円
	<input type="checkbox"/> 多目的室	午 時 分から 午 時 分まで	円
			合計 円 (消費税 %対象 円 内税 円)
備考			

上記のとおり、温水プールの利用を許可します。ただし、利用する場合には、この利用許可書を係員に提出してください。

上記利用料金を領収しました。

年 月 日

古河市中央運動公園温水プール指定管理者
登録番号



様式第10号(第5条関係)

年	月	日	番	号
プール利用券		金額		
金額		円		
中央運動公園温水プール				

様式第11号(第10条関係)

中央運動公園利用料金減免申請書

指定管理者 宛て
中央運動公園

次のとおり利用料金の減免について申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名(団体名)
電話
代表者 氏名
責任者 住所
氏名
電話

利用日	利用時間	利用施設名	利用料金
催事名		利用人数	入場料の有無
		人	
利用目的			
減免理由			
料金の内訳			
施設利用料金			円
加算減免額			円
施設利用料金合計			円
附帯設備利用料金合計			円
利用料金総合計			円

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

温水プール利用料金減免申請書

古河市中央運動公園温水プール
指定管理者 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

利用料金の減額又は免除を受けようとする温水プールの利用区分 <input type="checkbox"/> 温水プールの占有での利用 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 多目的室
利用料金の額
減額又は免除申請額
申請理由
減額又は免除の対象となる人数

様式第13号 (第12条関係)

中央運動公園利用料金返還申請書

指定管理者 宛て
中央運動公園

次のとおり利用料金の返還について申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 (団体名)
電話
代表者 氏名
責任者 住所
氏名
電話

利用日	利用時間	利用施設名	利用料金
催事名		利用人数	入場料の有無
		人	
利用目的			
返還申請理由			
納付日			
返還額			

様式第14号(第12条関係)

年 月 日

温水プール利用料金返還申請書

古河市中央運動公園温水プール
指定管理者 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

利用許可を受けた温水プールの利用区分 <input type="checkbox"/> 温水プールの占有での利用 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 多目的室
許可を受けた期日及び許可番号
納入した利用料金の額
返還申請額
申請理由

様式第15号（第13条関係）

年 月 日

利用取消届出書

指定管理者 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた
の利用については、次の理由により取り消します。

取消しの理由

様式第16号(第13条関係)

年 月 日

温水プール利用取消届出書

古河市中央運動公園温水プール
指定管理者 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け許可番号第 号により許可を受けた
の利用については、次の理由により取り消します。

取消しの理由